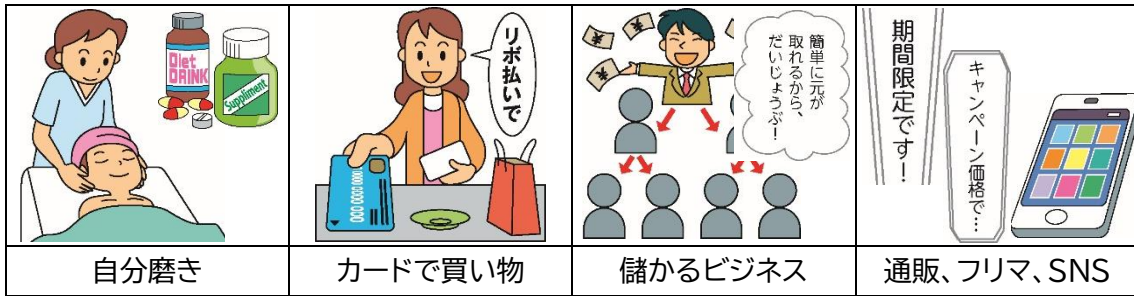


# あなたは大丈夫？

大人になると、自分ひとりで契約などができるようになります。



でも、誤った選択をすると、トラブルに巻き込まれることも・・・



(消費者庁イラスト集より)

## 新成人の皆さんへ



若者をねらった悪質商法トラブルや契約トラブルの報告が寄せられています。  
20歳\*になると、親の同意がなくても契約を結ぶことができるようになり、契約後に「未成年者取消権」は使えません。\*2022年4月からは、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。  
「うまい話にとびつかない」、「安易な気持ちで契約しない」ためにも、  
どんな些細なことでも、よく考え、誰かに相談してから行動するよう心がけて下さい。

◆クイズ



(消費者庁「社会への扉」より)

<p><b>Q</b> 店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる？</p> <p>① 解約できない。</p> <p>② レシートがあり1週間以内なら解約できる。</p> <p>③ 商品を開封していなければ解約できる。</p>	<p><b>【正解】</b>①解約できない。</p> <p>契約は「法的な責任が生じる約束」なので拘束力がある。レシートがあっても、開封してなくても、原則は解約できない。ただし、事業者がサービスとして返品や交換に応じてくれる場合はある。</p>
<p><b>Q</b> エステサロンで3週間 3万円のお試しコースを契約した。クーリング・オフできる？</p> <p>① クーリング・オフできる。</p> <p>② 1度も施術を受けていない場合はできる。</p> <p>③ クーリング・オフできない。</p>	<p><b>【正解】</b>③クーリング・オフできない。</p> <p>エステ契約においては、期間が1か月を超え、金額が5万円を超えるものであれば、クーリング・オフ、中途解約ができる。本当に必要な施術や商品なのか慎重に判断することが大事。</p>
<p><b>Q</b> ネットショップで Tシャツを買ったけれど似合わない。クーリング・オフできる？</p> <p>① クーリング・オフできない。</p> <p>② 契約してから14日間ならクーリング・オフできる。</p> <p>③ 商品が届く前ならクーリング・オフできる。</p>	<p><b>【正解】</b>①クーリング・オフできない。</p> <p>ネットショッピングは法律上のクーリング・オフ制度はない。ただし、ネットショップ独自に、返品の可否や、その条件についてのルールを定めているので、返品ルール(利用規約)を、注文前に必ず確認することが大事。</p>
<p><b>Q</b> 「必ずもうかる投資」ってあるの？</p> <p>① 「必ずもうかる投資」はない。</p> <p>② マルチ商法の仕組みを使った投資は必ずもうかる。</p> <p>③ 専門家なら必ずもうかる投資を知っている。</p>	<p><b>【正解】</b>①「必ずもうかる投資」はない。</p> <p>一般的に高収益であるほどリスクも高くなる。元本以上の損失が発生する可能性のある仕組みの金融商品もある。仕組みやリスクをよく理解できていない場合は、絶対に手を出さないことが大事。</p>

「自分は大丈夫！」と思わず、契約をする際は安易な気持ちで契約しないよう心がけて下さい。

全国共通の電話番号 「消費者ホットライン」

**188**

消費者ホットライン188  
イメージキャラクター  
イサヤン

「18歳から大人」の方に、今知ってほしい情報はこちら！



「#18歳から大人」でも情報発信しています！



契約の基本的な考え方を含む法教育の詳しい内容はこちら！



私たちの生活に関わるお金や金融の仕組みについても知っておこう！





消費者庁  
Consumer Affairs Agency of Japan



法務省  
MINISTRY OF JUSTICE



文部科学省



金融庁  
Financial Services Agency

LINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」はこちら！



LINE ID:@caa.z

